

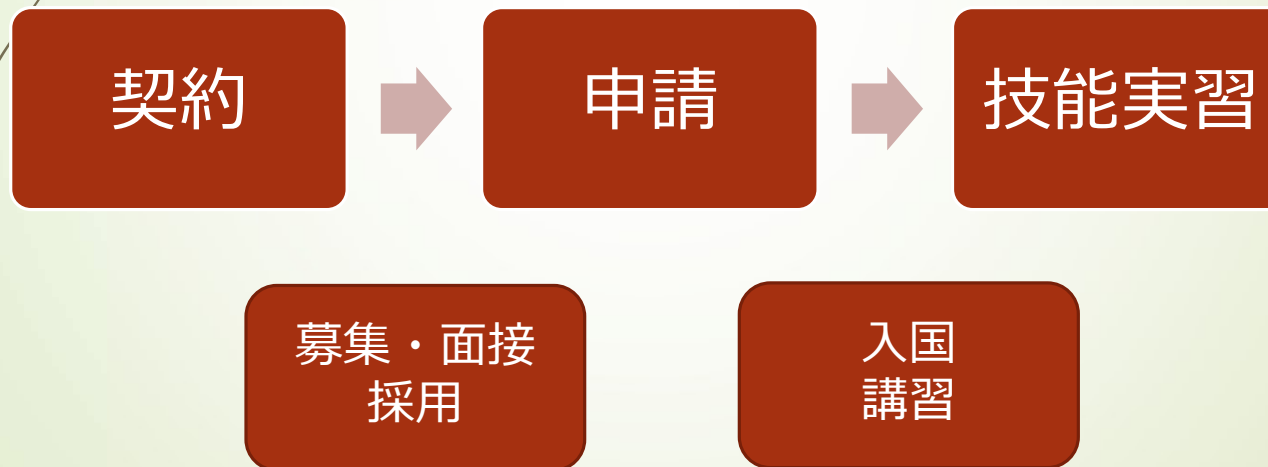


# ベトナム政府の 手続き

## ベトナム政府への手続き

- ▶ ベトナムMOLISA（ベトナム労働・傷病兵・社会省）とDOLAB（海外労働管理局）が、ベトナム側の管轄機関ですが、

通常の流れにおいてベトナム政府への手続きは必要ありません。



**ベトナムは3社ルールにご注意ください**

## 3社ルール

- ▶ 日本の監理団体は通常、ベトナムの送り出し機関との契約は**3社まで**となっています。

**年間受入数100名を超え、  
200名未満の監理団体は  
5社まで契約する事が可能です。**

3社の内1社との取引を解除して1社追加する事は可能ですが、その理由書等の提出が必要ですので、送り出し機関とご相談ください。

## その他のベトナムルール

- ▶ **講習手当 50,000円/月以上** 食事支給の場合は30,000円
- ▶ **家賃は月額20,000円以下** (大都市は30,000円以下)
- ▶ **往復渡航費は日本側が負担**
- ▶ **送出し管理費は月額5,000円以上を銀行振り込み**
  - ▶ 介護の場合は月額10,000円以上
- ▶ **事前教育費は15,000円以上を銀行振り込み**
- ▶ **2社目は1社目よりも下回る協定は出来ません。**  
つまり、値下げ交渉は出来ませんので注意してください。
- ▶ **送り出しが本人から徴収可能な金額は**
  - ▶ 手数料 3,600\$以下
  - ▶ 事前教育費 590万ドン 以下